

長崎県内に主たる事業所を有する中小製造業者様

長崎県製造業

物価高騰対策支援事業費補助金

物価高騰対策タイプ

※生産性向上タイプは受付終了しました

補助対象者

県内に主たる事業所を有する
中小製造業者

(注)これまでに以下の補助金の交付を受けたことがある事業者は
対象外となります。

- ①長崎県製造業物価高騰対策支援事業費補助金
- ②長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金
(事業再構築促進タイプ)

受付期間

令和6年2月1日(木)～

令和6年10月31日(木)

※予算上限に達するため**〆切を変更しました**

補助率 補助上限

補助率：3分の2 上限：100万円

下限：30万円

対象経費

- ①研究開発費 (試作・検査、開発人件費等)
- ②設備投資費 (機械・治工具・ソフトウェア 等)
- ③生産効率化経費 (生産ライン改修、人材研修等)
- ④販路開拓費 (営業活動費等)

※④は、①～③と併せて実施する場合のみ

認定要件

- ・雇用維持計画の策定
- ・最低賃金引上計画※1の提出又は
「Nぴか」認証取得 (予定含む)

※1 常時雇用する労働者のうち最も低い賃金の方の賃金単価
を+46円以上とする計画